平成２６年（フ）第２５１号
沖縄県中頭郡西原町字翁長543番地の１　ＦＣ翁長コーポ905号
破産者　西原　善雄
１　決定年月日　平成26年12月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５２８号
仙台市青葉区愛子中央５丁目１―34　プレステーション愛子Ａ201、住民票上の住所仙台市青葉区落合５丁目11番35号
破産者　木村　和幸
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
川崎市麻生区細山５丁目25番７号　グランドメゾン細山108、前住所東京都町田市南大谷705番地６　ユニヴェルシオール学園の丘720
破産者　矢澤慎太郎
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７３号
川崎市中原区下小田中２丁目21番１―103号　フラグランス原
破産者　飯島　功次
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７４号
川崎市中原区下小田中２丁目21番１―103号　フラグランス原
破産者　飯島　康子
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０８４号
大阪市東住吉区今川４―８―９　エクセレント今川406号室、開始決定時の住所大阪市東住吉区中野２丁目５番34―309号
破産者　榎本　智仁
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４９号
大阪府大東市灰塚４丁目５番28号
破産者　ラン・ネットワークサービスこと　西垣　淳一
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６０９号
大阪府門真市石原町26番15号
破産者　伊藤　　剛
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４６１号
大阪市生野区巽中１丁目19番22―305号
破産者　権田　　博
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２３６号
大阪府寝屋川市萱島南町16番１―201号
破産者　富田　　淳
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３７３号
大阪府寝屋川市高柳２丁目21―４　Ｂ202号、住民票上の住所大阪府寝屋川市清水町６番４号
破産者　牧田　昌也
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３８６号
大阪市住吉区東粉浜２丁目20番23号
破産者　生駒　孝夫
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４０１号
大阪府吹田市広芝町９番19号
破産者　季節料理司こと　宮本　明夫
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８９３号
大阪市東成区神路１丁目５番６―503号
破産者　吉田　淳志
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５０８号
兵庫県川西市滝山町４―２、住民票上の住所大阪市浪速区湊町２丁目２番22―614号
破産者　岡村　裕文
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５１０号
兵庫県川西市滝山町４―２、住民票上の住所大阪市浪速区湊町２丁目２番22―614号
破産者　岡村　章乃
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６３号
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目87番地６
破産者　藤田喜久子
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７２号
大阪府交野市藤が尾５丁目16番２―203号
破産者　東郷　里砂
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９７９号
大阪市城東区鴫野西１丁目９―27―203、住民票上の住所大阪市西区江戸堀１丁目６番17―4504号
破産者　大濱　正宏
１　決定年月日　平成26年12月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部